

平成20年8月27日

第三者委員会

不法投棄未然防止事業協力実施要項

1 目的

この要項は、本委員会が策定した第三者委員会基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、不法投棄される特定家庭用機器廃棄物の量を大幅に削減することを目的とした事業を実施する次条第2項に規定する市町村等に対し、財団法人家電製品協会(以下「協会」という。)が平成21年度から平成23年度までの期間に行う協力について必要な事項を定めることにより、当該協力を総合的かつ計画的に推進し、もって特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)の下での特定家庭用機器廃棄物の適正な処理の推進に寄与することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) この要項において使用する用語の定義は、この要項に特に定めるほかは、家電リサイクル法に定めるところによるものとする。
- (2) この要項において「市町村等」とは、市町村及び特別区をいう。
- (3) この要項において「協力覚書」とは、第5条第6項の規定により協会と市町村等が締結した覚書をいう。
- (4) この要項において「対象地域」とは、協力覚書に係る市町村等が不法投棄される特定家庭用機器廃棄物の量を大幅に削減することを目的とした事業を実施する地域として当該覚書に定めるものをいう。
- (5) この要項において「対象期間」とは、協力覚書に係る市町村等が当該覚書に係る対象地域において不法投棄された特定家庭用機器廃棄物を回収し、当該廃棄物に係る製造業者等(当該廃棄物に係る製造業者等が存しないとき、又は当該廃棄物に係る製造業者等を確知することができないときは、指定法人)(以下「再商品化等実施者」という。)に引き渡す期間として、当該覚書に定めるものをいう。対象期間は、3か月以内の連続した期間であつて、不法投棄を未然に防止する事業を実施する期間として当該覚書に定める期間に含まれるものでなければならない。
- (6) この要項において「再商品化等料金」とは、製造業者等が家電リサイクル法第20条第1項の規定により公表した料金及び協会が同法第34条第1項の規定により公表した同法第33条第2号に掲げる業務に関する料金をいう。
- (7) この要項において「協力年度」とは、協会が協力覚書に係る市町村等に対し第7条第3

号に規定する助成金を交付する平成21年度から平成23年度までの各事業年度のいずれか一の事業年度をいう。

3 公募

(1) 協会は、特定の協力年度に係る第7条第3号に規定する助成金の交付の対象となる計画であって、市町村等の区域の全部又は一部の地域において不法投棄される特定家庭用機器廃棄物の量を大幅に削減することを目的とした次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを、当該協力年度の前事業年度に公募する。

- ① 当該市町村等が特定家庭用機器廃棄物(以下「廃棄物」という。)の不法投棄を未然に防止する事業を実施しようとしている計画であること。
- ② 当該市町村等が不法投棄された廃棄物を回収し、再商品化等実施者へ引き渡す事業を当該地域において実施しようとしている計画であること。
- ③ 当該市町村等が当該協力年度の前事業年度の2月1日以降に始まり、当該協力年度の1月31日以前に終わる連続した期間に実施しようとしている計画であること。

(2) 前項に規定する公募は、次条第1項に規定する応募申請書の提出期限その他の必要な事項を協会のホームページに掲載する方法によりこれを行う。

4 応募

(1) 前条第1項に規定する公募に応募しようとする市町村等は、本委員会が別に定める様式により作成した書類(以下「応募申請書」という。)を同条第2項の規定によりホームページに掲載された応募申請書提出期限までに協会に提出しなければならない。

(2) 前項に規定する応募申請書の提出は、原紙を郵便又は協会事務所への持込みのいずれかの方法により行うとともに、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を送信する方法により行うものとする。

5 覚書の締結等

(1) 前条第1項の規定により市町村等から応募申請書が提出された場合、協会は、必要に応じて当該市町村等に当該応募申請書の記載事項等について確認した上で、本委員会に当該応募申請書を回付する。

(2) 市町村等が第3条第1項に規定する計画に関し応募申請書に当該計画を実施する地域として記載したもの(以下この条において「特定地域」という。)について、本委員会は、当該計画の合理的かつ円滑な遂行のために必要があると認めるときは、当該地域(以下「分割等前特定地域」という。)の分割又は他の特定地域の全部又は一部との統合を行うことができる。

(3) 本委員会が前項の規定により分割等を行った場合、協会は、同項の規定により分割等

を行った後の特定地域として本委員会が定めたもの(以下「分割等後特定地域」という。)に係る市町村等に、分割等後特定地域についての第3条第1項に規定する計画に係る応募申請書の提出を、提出期限を定めて求めるものとする。この要請の様式は、本委員会が別に定めるものとする。

(4) 本委員会は、前条第1項の規定により市町村等が協会に提出した応募申請書(分割等前特定地域に係る応募申請書を除く。)及び市町村等が前項の規定により定められた提出期限以前に同項の規定により提出した分割等後特定地域に係る応募申請書の内容等が次に掲げる内定の条件をすべて満たしていると認めるときは、当該応募申請書により応募された案件について協力を内定する。この内定された案件を以下「協力内定案件」という。本委員会は、当該内定に本委員会が必要と認める条件(次項に規定する協力の条件を除く。)を付することができるものとする。

- ① 市町村等が当該応募申請書に記載した実施しようとしている事業(以下「実施予定事業」という。)により、当該応募申請書に係る特定地域において発見される廃棄物の不法投棄量の水準が、当該事業を実施した後において、当該事業を実施する前々年度のそれと較べて顕著に削減されることが確実であると見込まれること。
- ② 当該応募申請書に係る特定地域において不法投棄された廃棄物を回収し、再商品化等実施者へ引き渡す事業を実施する期間に当該事業により引き渡す廃棄物の見込み量として当該応募申請書に記載されたものが、前年及び前々年の同じ期間に当該地域において発見された廃棄物の不法投棄量と比較して、著しく大きいものでないこと。ただし、当該見込み量として当該応募申請書に記載されたものが、前年及び前々年の同じ期間に当該地域において発見された廃棄物の不法投棄量と比較して著しく大きい場合であつて、当該応募申請書に係る市町村等が当該見込み量の試算根拠として当該応募申請書に記載したものを第三者委員会が正当と認める場合にあつてはこの限りでない。
- ③ 生活安全性の確保、自然環境への影響又は景観保全等の観点から、実施予定事業を実施しなければならない緊急性及び必要性が高いと判断されること。
- ④ 過去に実施予定事業と同様の事業を実施している場合は、その事業が好成績を上げている、又は、その事業の経験を踏まえて有効な改善策を講じようとしていると判定できるものであること。
- ⑤ 排出されようとしている廃棄物について家電リサイクル法第9条に規定する引取りの義務を負う小売業者による引取りを求めることが困難なもの(例えば、当該義務が課されている小売業者が存在しない等の理由による。)(以下「義務外品」という。)を、当該小売業者以外の小売業者、当該市町村等又は所要の許可を有する収集運搬業者(次号において「引取者」という。)の行為として当該義務外品に係る排出者から引き取り、当該義務外品に係る再商品化等実施者に引き渡す体制が当該応募申請書に係る特定地域にあり、これが有効に機能すると判定されること。
- ⑥ 前号に規定する体制を利用して義務外品を引取者に引き渡す者に対し、当該引取者

が当該義務外品を当該義務外品に係る再商品化等実施者に引き渡すために行う収集及び運搬に関して請求する料金が、当該応募申請書に係る特定地域に存する小売業者が義務外品を当該義務外品に係る再商品化等実施者に引き渡すために行う収集及び運搬に関して請求する料金の水準に比べて著しく高い額でないと認められること。

- ⑦ 粗大ごみの回収について、ごみの集積所に粗大ごみを出す方式(いわゆる「ステーション方式」)その他の廃棄物の不法投棄を誘発する懸念のある方式が、当該応募申請書に係る特定地域において採用されていないと認められること。ただし、当該特定地域において不法投棄を誘発する懸念のある方式により粗大ごみを回収している場合であっても、明確な不法投棄を防止する措置が講じられていると第三者委員会が認める場合にあってはこの限りでない。
 - ⑧ 小売業者、収集運搬業者等の関連事業者に対して廃棄物の適正な引取り及び引渡しに関し適切な広報・指導を、また、住民に対して廃棄物の適正な引渡しに関し適切な広報を当該案件に係る市町村等が行うと認められること。
 - ⑨ 実施予定事業は、最も合理的な方法により行うこと。
- (5) 本委員会は、協力内定案件について、当該協力内定案件に係る協力年度において協力を要する費用の見込み額として本委員会が算定した額が、基本方針第2条第1項に規定する不法投棄未然防止事業協力のための当該協力年度の予算として基本方針第12条の規定により配分された額の範囲内となるように、協力内定案件ごとの協力の条件を細則に定める方法により決定するものとする。
 - (6) 協会は、協力内定案件に係る市町村等に協力の対象となる事業、第4項の規定により付された条件及び前項の規定により定められた協力の条件を通知するとともに、当該通知した内容について当該通知に係る市町村等と協議をする。なお、当該協議に当たっては、協力の手続面の詳細も併せ協議する。これらの協議の結果、協会と当該市町村等が合意した場合、覚書を締結することにより合意した内容を確認する。当該覚書を締結することにより当該協力が本決定され、協会は当該案件に限り、第7条第3号に規定する協力を行うものとする。
 - (7) 前項に規定する覚書について、協会と当該覚書に係る市町村等は、原則として当該市町村等に係る特定地域一について一の覚書を締結するものとする。
 - (8) 複数の市町村等が共同して一の協力覚書を協会と締結することができる。この場合、当該覚書に係る市町村等に帰属する基本方針、この要項及び当該覚書に基づく全ての責務は当該市町村等の全てに帰属し、当該市町村等は連帯してこれを負うものとする。
 - (9) 一の市町村等が当該市町村等を含む複数の市町村等を代表して一の協力覚書を協会と締結することができる。この場合、基本方針、この要項及び当該覚書に係る全ての市町村等に帰属する責務の全ては当該覚書を締結した市町村等に帰属するものとする。
 - (10) 協力内定案件に係る市町村等に第6項に規定する通知が到達した日から1か月が経過する日までに、協会と当該市町村等が当該案件について同項に規定する覚書を締結し

なかった場合、当該案件に係る内定は、取り消されるものとする。

- (11) 協会は、第4項に規定する内定の対象外であった応募申請書(分割等前特定地域に係る応募申請書を除く。)により応募された案件に係る市町村等に対し、当該案件については協力しないこととなった旨を通知する。この通知の様式は、本委員会が別に定めるものとする。

6 事業の実施

- (1) 協力覚書に係る市町村等は、基本方針、この要項及び当該覚書に定めるところにより、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- ① 当該覚書に係る対象地域における廃棄物の不法投棄を未然に防止する事業として当該覚書に掲げる事業(次号に掲げる事業を除く。以下「防止事業」という。)
- ② 不法投棄された廃棄物を当該覚書に係る対象期間内に回収し、当該廃棄物に係る再商品化等実施者に引き渡す事業(以下「引渡事業」という。)

- (2) 引渡事業の対象とする廃棄物は、当該覚書に係る対象地域において当該覚書に係る市町村等が回収したものに限るものとする。

7 協力の内容

協会は、不法投棄される廃棄物の量を大幅に削減することを目的とした事業を実施する、又は実施しようとしている市町村等に対し、次に掲げる協力を行う。

- ① 不法投棄される廃棄物の量を大幅に削減した事業の実例等の紹介その他必要な情報の提供
- ② 不法投棄される廃棄物の量を削減することを目的とした事業の立案に対する助言
- ③ 協力覚書に係る市町村等に対する基本方針及びこの要項に基づく助成金として、第15条第1項の規定により算出されるものの交付

8 協力覚書の変更

協会又は協力覚書に係る市町村等は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の同意を得て当該覚書の内容を変更できるものとする。当該変更が本委員会の定めた重要事項に該当する場合、本委員会の当該変更を承認する議決を得た後でなければ、協会及び当該市町村等は、当該変更を行ってはならない。

- ① 当該覚書に係る対象期間、防止事業を実施する期間、対象地域若しくは防止事業の内容又は当該覚書に定められた次条に規定する防止費目に係る上限額を変更すべきやむを得ない事由があるとき。
- ② 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、当該覚書に定める条件で当該覚書の一部の履行が困難となったとき。

9 流用

協力覚書に係る市町村等は、当該覚書に定める防止事業に係る費目（以下「防止費目」という。）であって、かつ、特定のものに係る支出額が当該費目について当該覚書に定める上限額（以下「上限額」という。）に達しない費目（以下「流出費目」という。）がある場合、当該上限額と当該支出額の差額の全部又は一部を、他の費目であって、当該費目に係る支出額が当該費目に係る上限額を上回る費目（以下「流入費目」という。）に流用することができる。特定の流出費目に係る他の費目への流用額（以下「費目流出額」という。）は当該流出費目に係る上限額の20%、当該流出費目に係る上限額と支出額の差額のいずれか低い額を上回ってはならず、特定の流入費目に係る他の費目からの流用額（以下「費目流入額」という。）は当該流入費目に係る上限額の20%、当該流入費目に係る支出額と上限額の差額のいずれか低い額を上回ってはならず、かつ、費目流出額の総計と費目流入額の総計は同額でなければならない。

10 不法投棄された廃棄物の量の連絡

(1) 協力覚書に係る市町村等は、当該覚書に係る協力年度前三年度から当該協力年度後三年度目の年度までの期間中の各月において、当該市町村等の区域及び当該覚書に係る対象地域で発見した廃棄物の不法投棄量を、廃棄物ごとに取りまとめるものとし、取りまとめた結果を次の各号に掲げる日までに協会に連絡しなければならない。ただし、当該市町村等が当該市町村等の区域又は当該対象地域について協会に提出した応募申請書に記載したものであって、変更報告する必要のないものについては、この限りでない。

- ① 当該協力年度前三年度の4月から当該覚書を締結した月までの期間中の各月において当該区域及び当該対象地域で発見した廃棄物の不法投棄量については、当該覚書を締結した月の翌月20日
- ② 当該覚書を締結した月の翌月から当該協力年度後三年度目の年度の3月までの期間中の各月において当該区域及び当該対象地域で発見した廃棄物の不法投棄量については、取りまとめる対象となった月の翌月20日

(2) 前項に規定する連絡は、電磁的記録を送信する方法により行うものとする。この連絡の様式は、本委員会が別に定めるものとする。

11 協力の取消

(1) 協会は、協力覚書に係る市町村等が次の各号のいずれかに該当する場合、当該覚書に係る協力の全部又は一部の取消を行うことができる。

- ① 当該覚書に掲げる当該市町村等の事業に関して不正又は虚偽の報告等をした
- ② 当該市町村等が実施した事業が当該覚書に掲げる当該市町村等の事業の内容に即して実施されなかった
- ③ 当該市町村等が基本方針及びこの要項に基づく助成金の交付を受けるための条件と

して当該覚書に掲げるものを当該覚書に掲げる期間中に満たしていないことが判明した

- (2) 前項の規定により協会が協力覚書に係る市町村等に対する協力の取消を行った場合であって、かつ、当該市町村等が当該覚書に掲げる当該市町村等の事業の全部又は一部を完了できない場合、協会は、その取消により完了できない当該事業に係る助成金の交付義務を免れるものとする。
- (3) 第1項の規定は、第15条に規定する助成金の額の確定後においても適用があるものとする。

12 交付した助成金の額に相当する額の返還

協会が前条第1項の規定により協力の取消を行った場合であって、当該取消に係る市町村等に当該協力に関し助成金をすでに交付している場合、協会は、当該交付された助成金の額に相当する額の全部又は一部の返還を当該市町村等に求めることができる。

13 概算払

- (1) 協会は、協力覚書に係る市町村等が当該覚書に定めるところにより実施した防止事業及び引渡事業に要した費用(再商品化等料金を除く。)に対して基本方針及びこの要項に基づき交付を受けることができる助成金の概算払を、当該市町村等の申請に基づき第15条第1項に規定する助成金の額の確定前に行うものとする。
- (2) 協力覚書に係る市町村等は、当該覚書に係る協力年度の前年度の2月から当該協力年度の4月(以下「第1四半期」という。)まで、同年度の5月から同年度の7月まで(以下「第2四半期」という。)及び同年度の8月から同年度の10月まで(以下「第3四半期」という。)の各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、当該四半期における次の各号に掲げる費用について基本方針及びこの要項に基づき当該市町村等が交付を受けることができる助成金の概算払を協会に申請するものとする。ただし、第1号に規定する防止費用及び第2号に規定する撤去等費用が発生しない四半期にあつてはこの限りでない。
- ① 当該市町村等が当該覚書に定めるところにより実施した防止事業に要した費用(以下この条において「防止費用」という。)
 - ② 当該市町村等が当該覚書に係る対象地域において行った引渡事業により再商品化等実施者に引き渡した廃棄物(当該覚書に基づき協会が当該市町村等に助成金を交付しないこととなった廃棄物を除く。)の回収及び引渡しのために要した費用(当該引渡事業を第三者に委託した場合に当該第三者に支払う当該引渡事業の対価に限り、かつ、再商品化等料金を除く。)(以下「撤去等費用」という。)
- (3) 特定の四半期について協力覚書に係る市町村等が前項の規定に基づく概算払の申請を行わなかった場合、当該四半期について当該市町村等が、防止費用及び撤去等費用が零円である概算払の申請を行ったとみなすものとする。

- (4) 協力覚書に係る市町村等は、第1四半期に係る防止費用及び撤去等費用に対しての概算払の申請を当該覚書に係る協力年度の5月20日までに、第2四半期に係る防止費用及び撤去等費用に対しての概算払の申請を同年度の8月20日までに、第3四半期に係る防止費用及び撤去等費用に対しての概算払の申請を同年度の11月20日までにそれぞれ行うものとする。
- (5) 第2項に規定する概算払の申請をする市町村等は、本委員会が別に定める様式により作成した書類(以下「概算払申請書」という。)を協会に提出しなければならない。
- (6) 協力覚書に係る市町村等は、前項に規定する概算払申請書に協力覚書に定める証拠書類を添付するものとする。ただし、当該概算払申請書に係る市町村等が協会に既に提出している証拠書類であって、当該書類の内容に変更がないものについては、その添付を省略することができるものとする。
- (7) 協会は、第2項の規定により協力覚書に係る市町村等が行った四半期ごとの概算払申請の内容を確認し、適正であると認める場合、次に掲げるところにより当該市町村等に概算払をする。
- ① 当該市町村等が第一四半期から当該申請の対象である四半期(以下この項において「特定四半期」という。)までの特定の防止費目について当該市町村等が概算払の申請をした額を合計した額(この合計した額が当該費目に係る上限額を上回る場合は、当該上限額とする。)を当該特定四半期に係る概算払費目合計額という。特定四半期に係る概算払費目合計額をすべての費目に関して合計した額を当該特定四半期に係る概算払防止費用という。
 - ② 当該市町村等が第一四半期から特定四半期までに要した撤去等費用をすべて合計した額(この額が第15条第1項第2号に規定する撤去等上限額を上回る場合は、当該撤去等上限額とする。)を当該特定四半期に係る概算払撤去等費用という。
 - ③ 特定四半期に係る概算払撤去等費用と概算払防止費用の合計額に第5条第5項に規定する協力の条件の一部として決定される助成率及び10分の8を乗じた額(1円未満は、切り捨てるものとする。)を当該特定四半期に係る概算払合計額という。
 - ④ 特定四半期についての概算払の額は、当該特定四半期に係る概算払合計額から当該特定四半期の直前の四半期における概算払合計額を差し引いた額とする。ただし、当該特定四半期が第一四半期のときは、当該第一四半期の概算払合計額を当該四半期についての概算払の額とするものとする。
- (8) 協会が前項の規定により概算払の申請の内容を確認した結果、適正ではないと認めた場合、当該申請に係る市町村等は、協会の指示に従わなければならない。
- (9) 協力覚書に係る市町村等が当該覚書に係る対象地域において行った引渡事業により再商品化等実施者に引き渡した廃棄物の回収及び引渡しのために要した費用(再商品化等料金に限る。)に対して基本方針及びこの要項に基づき交付を受けることができる助成金の概算払、当該概算払額と当該廃棄物に係る再商品化等料金額との差額の清算、当該再

商品化等料金の確認その他の当該再商品化等料金に係る決済等に関する必要な事項については、当該覚書に定めるところによるものとする。

14 実績報告書の提出

- (1) 協力覚書に係る市町村等は、防止事業が終了した日(第11条第1項の規定により協会が協力覚書に係る市町村等に対する協力の取消を行った場合は、協会が当該市町村等に対する協力の取消を行った日。)の属する月の末日から40日以内に、協会に提出しなければならない。この実績報告書の様式は、本委員会が別に定めるものとする。
- (2) 協力覚書に係る市町村等は、前項に規定する実績報告書に協力覚書に定める証拠書類を添付するものとする。ただし、当該実績報告書に係る市町村等が協会に既に提出している証拠書類であって、当該書類の内容に変更がないものについては、その提出を省略することができるものとする。

15 交付すべき助成金の額の確定

- (1) 協会は、協力覚書に係る市町村等から前条第1項の規定により実績報告書が提出された場合、その内容を確認し、基本方針、この要項及び当該覚書に適合すると認めるときは、当該市町村等に交付すべき助成金の額を次に掲げるところにより確定する。
 - ① 協力覚書に係る市町村等が当該覚書に定めるところにより実施した防止事業に要した防止費目ごとの支出額(この支出額が当該費目に係る上限額(第9条の規定により流用を行った場合、流出費目については当該流出費目に係る上限額から当該流出費目に係る費目流出額を減じた額、流入費目については当該流入費目に係る上限額に当該流入費目に係る費目流入額を加えた額とする。)(以下「確定費目上限額」という。)を上回る場合は、当該確定費目上限額とする。)の総和を補助対象防止費用という。
 - ② 協力覚書に係る市町村等が当該覚書に係る対象地域において行った引渡事業に要した撤去等費用(この費用が当該費用の上限の額として当該覚書に定められた額(以下「撤去等上限額」という。)を上回る場合は、当該撤去等上限額とする。)を補助対象撤去等費用という。
 - ③ 協力覚書に係る市町村等が当該覚書に係る対象地域において行った引渡事業により当該覚書に係る対象期間内に再商品化等実施者に引き渡した廃棄物(当該覚書に基づき協会が当該市町村等に助成金を交付しないこととなった廃棄物を除く。)の回収及び引渡しのために要した費用(再商品化等料金に限る。)をすべて合計した額(この額が当該費用の上限の額として当該覚書に定められた額(以下「料金上限額」という。)を上回る場合は、当該料金上限額とする。)を補助対象引渡費用という。
 - ④ 補助対象防止費用、補助対象撤去等費用及び補助対象引渡費用を合計し、第5条第5項に規定する協力の条件の一部として決定される助成率を乗じた額(1円未満は、切り捨てるものとする。)を当該市町村等に交付すべき助成金の額とする。

- (2) 前項の規定により協力覚書に係る市町村等に対して交付すべき助成金の額が確定した場合、協会は、当該市町村等に対し、当該確定した助成金の額(以下この条において「確定額」という。)を交付する旨の通知を行うものとする。この通知の様式は、本委員会が別に定めるものとする。
- (3) 第1項の規定により協力覚書に係る市町村等に対して交付すべき助成金の額が確定した場合であって、かつ、次の各号に掲げる額を合計した額(以下この条において「概算払額」という。)が、当該市町村等に係る確定額に満たない場合、協会は、前項に規定する通知の際に協会が通知した期日までに、当該確定額と当該概算払額との差額を当該市町村等に支払うものとする。
- ① 第13条第7項の規定により協会が当該市町村等に対して支払った額をすべて合計した額
 - ② 当該覚書に係る引渡事業について、当該引渡事業に係る助成金の概算払として当該覚書に基づき協会が当該市町村等に支払ったとみなした額
- (4) 前項の規定により協会が確定額と概算払額との差額を当該確定額に係る市町村等に支払う時点で当該市町村等が協会に負う残存債務がある場合、協会は、前項の規定にかかわらず、当該差額から当該残存債務の額を差し引いた額(この差引額が負である場合は0円とする。)を支払うことができるものとする。
- (5) 第1項の規定により市町村等に対して交付すべき助成金の額が確定した場合であって、かつ、当該市町村等に係る概算払額が当該市町村等に係る確定額を超えている場合、当該市町村等は、第2項に規定する通知の際に協会が通知した期日までに、当該概算払額と当該確定額の差額を協会に返還しなければならない。
- (6) 第4項に規定する支払い後又は前項に規定する返還後、協力覚書に係る市町村等が協会に負う残存債務がある場合、当該市町村等は、当該残存債務の額を速やかに協会に支払わなければならない。
- (7) 第2項に規定する通知を協会から受けた市町村等は、協会から助成金の交付を受けたことを証する受領書を協会に発行するものとする。この受領書の様式は、本委員会が別に定めるものとする。
- (8) 協会が第1項の規定により実績報告書の内容を確認した結果、基本方針、この要項及び協力覚書に適合していないと認めた場合、当該実績報告書に係る市町村等は、協会の指示に従わなければならない。

16 書類の保存

協力覚書に係る市町村等は、当該覚書に掲げる事業に関する帳簿及び証拠書類を当該覚書に係る協力年度が終了した日の翌日から3年が経過する日まで保存するものとする。

17 報告等

- (1) 協会は、この要項に別に定めるもののほか、協力覚書に係る市町村等に対して、当該覚書に掲げる事業の適正な運営を確保するため又は当該事業終了後の成果を確認するためにこれに必要な限度において、当該事業の遂行状況、当該事業終了後の成果その他必要な事項について、当該覚書を締結した日から当該覚書に係る協力年度が終了した日の翌日から3年が経過する日までの期間、報告を求めることができる。当該報告を求められた市町村等は、速やかに必要な書類を添えて協会に報告をしなければならない。
- (2) 協会は、協会の職員をして、協力覚書に係る市町村等の事務所等に立ち入り、当該覚書に掲げる事業に関する帳簿、証拠書類その他の物件を、当該事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、検査させることができる。当該検査を受けることとなった市町村等は、当該検査に協力しなければならない。

18 評価の実施

- (1) 本委員会は、協力覚書に係る市町村等が行う当該覚書に掲げる事業及び当該事業による成果等について、当該事業の途中又は事業が終了してから3年間程度は評価を行うものとする。
- (2) 本委員会は、前項の規定により行った評価の内容を、原則として公表するものとする。ただし、個人情報及び企業等の秘密に属するものについてはその例外とすることができる。

19 細則

- (1) この要項に定めるもののほか、この要項を円滑に運用するために必要な事項は細則に定めることができる。
- (2) 前項に規定する細則の制定、改正又は廃止は、本委員会がこれを行うものとする。